

○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を開始したいと存じます。

本日は、全委員が御出席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づきまして、熊澤委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから第123回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し（地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会の開催について）」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題1につきまして、資料1に基づきまして御説明申し上げます。

公的分野の個人情報の取扱いにつきましては、3年ごと見直しの中間整理におきましても記載しましたとおり、行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等の法律等の統合を求める御意見や、委員会が行政機関や地方公共団体における個人情報の取扱いについても所管することを求める御意見等が寄せられているところでございます。

また、その後実施いたしましたパブリックコメントや有識者ヒアリング等でも、同趣旨の御意見が多数寄せられたところでございます。

このうち、地方公共団体の個人情報保護制度に係る意見につきまして取扱いの検討を行いました。地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方については、これまで必ずしも十分な検討がなされている状況にはないのではないかと考えているところでございます。つきましては、まずは実態を丁寧に把握すべく、関係者による意見交換の場の設置が必要ではないかと考えているところでございます。

そこで、資料にございますとおり、当委員会事務局におきまして、地方公共団体の個人情報保護制度について、地方公共団体や総務省の協力を得つつ、実務的な意見交換を行うこととしたいと考えており、お諮りするものでございます。

スケジュールといたしましては、2にございますとおり、11月中を目途に第1回懇談会を開催できないかと考えているところでございます。

構成員といたしましては、地方三団体であります全国知事会、全国市長会、全国町村会、そして地方公共団体、個人情報保護委員会事務局を予定しております。また、オブザーバーといたしまして、総務省自治行政局地域情報政策室を予定してございます。

また、意見交換の項目でございますが、実務的な論点といたしまして、①「個人情報保護条例の法による一元化を含めた、地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方」や、②「①の見直しの方向性を踏まえた地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方」等を想定しているところでございます。

なお、地方三団体、総務省と事務的に調整をしており、内諾を得ている状況でございます。地方公共団体についても事務的に打診を開始しているところでございますが、まだ具体的な団体名については、調整中のところもございまして、このような表現とさせていただきます。都道府県、市、町村から合計で6団体前後を想定して

いるところでございます。

このような方向で進めさせていただくことにつきまして御了承いただけましたら、懇談会を開催することといたしまして、事務局において正式に各団体に依頼するなど、具体的な準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 地方公共団体の個人情報保護制度について懇談会が開催されるということで、一言申し上げます。

公的部門、民間部門の一元化については、27年改正法の附則でも取り上げられておりますけれども、ここでは地方の問題に絞ってお話をいたします。

地方自治体については、普通地方公共団体と特別地方公共団体を合わせて、自治体の条例が多くあること自体に問題があるのだという意見は確かにあるわけです。

まず第一点は、どういう問題があるのか、把握することが重要だと思います。

少し具体的なことを申し上げますと、医学研究とか疫学研究との関係で、全国の統一的なデータが欲しいけれども、一部の自治体から出てこないのは困るという意見はかつてからあったわけでございます。近時では、ビッグデータとの関係で、自治体の保有する個人情報になかなかうまく手に入らないという意見も聞かれるところではあります。そもそも自治体ごとにデータ整理のフォーマットが異なっているため、大変困っているという意見もあるところではあります。

第二点は、そうは言いましても、情報公開と個人情報保護の問題では地方公共団体が先行してきたという事実が我が国にはあって、大変自負を持っておられる団体があるわけではあります。また、これは自治事務でもあります。確かに官民データ活用推進基本法があるわけではありますけれども、他方で、地方自治という側面があるわけですから、両者をバランスよく聴いていただきたいと思います。

第三点は、議論の前提ですけれども、地方公共団体といっても、都道府県、政令市、一部の中核市的なところと市町村では、基礎的自治体でも規模がかなり違うわけであり、実態も区々でしょう。

要するに、地方公共団体がやっている実務の実態・現状に、どんな問題点があるのか、立法の基礎になるような事実をどんどん精力的に議論していただきたいと思います。ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 検討会において、地方自治へ配慮することが大切であるという観点から意見を述べたいと思います。

地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方に関しては、様々な議論があるにもかかわらず、今まで十分に議論がなされてこなかったという状況にあります。したがって、このように関係者による意見交換の場を設け、議論を始めることは大変有意義なことだと思います。

ヒアリングやパブリックコメントでは、情報の円滑な流通や活用促進の観点から、官民統一的な個人情報の取扱いを求める声が多く寄せられ、また、小規模自治体にとっても国の法改正に連動する条例改正等の負担の軽減を課題とする意見もありました。

一方で、藤原先生の御意見にもありましたけれども、地方自治体の中には個人情報保護を国に先行して実践してきた団体もあり、それらの自治体では地方自治の積み重ねにより個人情報保護条例を制定し運用してきた経緯があります。

懇談会における検討においては、このような地方の自主性を尊重し、地方公共団体の意見をよく聞き、丁寧に実情を把握することが重要であると考えます。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますか。

加藤委員、よろしく申し上げます。

○加藤委員 私からは手短に、コメントとして。

この件に関連しましては、地方公共団体との懇談会ではありますが、国、独立行政法人等の個人情報保護制度の在り方も検討課題となっているということでもあります。これは平成27年の改正法附則第12条第6項にも定められておりますので、この点についても、関係省庁とよく話をしていくことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

特に修正等の御意見がないようですので、提案のとおり決定いたします。

事務局においては、開催に向け、所要の準備を進めてください。よろしく願いいたします。

次は議題2「令和元年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和元年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について御説明します。資料2-1が概要、資料2-2が本文となっております。本日は資料2-1に沿って御説明します。

全体の項目立てとしましては、「Ⅰ 個人情報保護法に関する事務」、「Ⅱ マイナンバー法に関する事務」、「Ⅲ 国際協力」、「Ⅳ 広報・啓発」となっております。

「Ⅰ 個人情報保護法に関する事務」といたしましては、資料のと通りの個人情報保護法相談ダイヤル受付件数等がございました。本文では、いわゆる3年ごと見直しに向けた検討を進めるとともに、社会的影響の大きい事案に対する勧告等や、認定個人情報保護団体の認定の取消し、いわゆる名簿屋対策の更なる推進等を行った旨を記載しております。

次に「Ⅱ マイナンバー法に関する事務」です。資料のと通りの漏えい事案等の報告の受付件数等がございました。この中には、個人番号利用事務を受託していた事業者が委託元は無承諾で再委託を行った結果、データが第三者に提供された事案に係る関係機関等への指導も含まれています。

本文では、上半期に44の都道府県において、レビュー検査又は特定個人情報安全管理措置セミナーのいずれかを実施したことを記載しております。これは「平成31年度個人情報保護委員会活動方針」において、本年度までに47都道府県においてレビュー検査又はセミナーのいずれかを実施することとしていたことを踏まえてのものです。

次に「Ⅲ 国際協力」です。上半期も引き続き、国際的なデータ流通を円滑化するための取組を進めてまいりましたが、1点目として、信頼性のある個人データの越境移転の枠組み構築に向け、EU・米国を中心に対話を進めていること、2点目として、国際的な議論への積極的な参画が挙げられます。当委員会でも、アジア太平洋プライバシー機関フォーラム等を主催しました。3点目、国内事業者への支援強化として、APEC・CBPRシステムの更なる推進等を記載しております。

最後に「Ⅳ 広報・啓発」です。消費者等によるタウンミーティングを全国各地で実施していることや、地方公共団体に対してもセミナーを通じ特定個人情報の適正な取扱いを促進していること等を記載しております。

本日、こちらについて御了承いただけましたら、委員会のホームページに掲載するとともに、報道発表をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上となります。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 御報告、ありがとうございます。私からは、事業者へ向けた広報・啓発について意見を述べたいと思います。

今、御説明いただきましたように、上半期に様々な広報・啓発活動をしてきたと思うのですが、6月にG20のサイドイベントとして開催された個人データ国際セミナーでは、事業者も含めまして一般の方々にも御参加いただき、広く理解を深めていただくことができたと思います。

また、消費税増税によるキャッシュレス決済導入が増加するという一方で、それに伴う事業者への注意喚起も、迅速に委員会のウェブサイトに掲載する等の周知を行ってきたと思います。委員会のウェブサイトには各種ガイドラインやQ&Aを追加する等、広報・啓

発のためのコンテンツの充実にも取り組んできていると思います。

今後につきましては、いわゆる3年ごと見直しが控えておりますので、事業者におきましてはより一層の制度への理解を深めていただくことが、コンプライアンスの基本と言えると思います。また、事業者にとりましては、事業環境の変化がますます速く、複雑になってきておりますので、引き続き事業者に分かりやすい、事業者の目線に立った広報・啓発活動を行うことが重要と考えます。

以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますか。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 上半期の報告書について申し上げます。

当委員会の発足から既に3年以上経ちましたが、今回の上半期報告に関しては格別の内容だと思っております。特に監視・監督の部分に関して、当委員会として初の勧告や、個別の指導を公表したこと等によって、大手企業の経営層は改めて個人情報保護の重要性を認識して、社内でも担当のセクションの重要度が増したという話もお聞きしております。

また、いわゆる名簿屋対策でも、商品内容の明記を求めるなど、少しでも個人の方が使いやすい方向に進めておりますし、また、認定個人情報保護団体についても、要件を満たさない団体については認定の取消しを行うなど、当委員会として一歩踏み出した対応を行ってきたことが今回の報告から分かります。

また、個人情報保護法相談ダイヤルや全国各地で開催しているタウンミーティングは、広報・啓発という部分もありますが、消費者の方々、中小企業の方々等の現場のお声を直接お聞きし、集約することができる、当委員会の大変重要な機能だと承知をしております。

改めて、今後も事案の社会的影響や当委員会への社会的要請というものを考慮しつつ、しっかり取り組んでいかなければいけないと承知をしております。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

それでは、私からも国際協力について一言申し上げます。

上半期は、日米欧三極実務当局者会合が重ねて開催されました。日EU間での相互の個人データ移転の枠組みの構築には平成28年より取り組んでまいりましたが、現在ではかかる枠組みも発効した上で、更に、日米欧の三極において日本からの提案が具体的に検討されるまでに着実に進展していると思います。引き続き、経済・社会のグローバル化に確実かつ迅速に対応していきたいと考えています。

いずれにしても、個人情報保護法の3年ごと見直しに向けた検討が進められる中で、令和元年度上半期の活動実績がこのような形でまとめられたことの意義は大変大きいものと考えています。これを踏まえ、今後もしっかりと活動を進めてまいりたいと思います。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、原案のとおり決定いたします。公表についても適切に対応をお願いします。

次に議題3「デジタル手続法の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題3について、資料3-1から3-4に基づいて説明いたします。

本件は、デジタル手続法の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集についてお諮りするものとなります。

まず、改正の趣旨です。行政手続オンライン化法においては、手続のオンライン化の方法を主務省令に委任しており、これを受け、平成26年特定個人情報保護委員会規則第2号において、個人情報保護委員会が所管する法令に係る手続等のオンライン化の方法を規定しております。

今般、デジタル手続法の施行により行政手続オンライン化法が改正されることから、個人情報保護委員会規則について所要の改正を行う必要があるものとなります。

続いて、改正の内容でございますが、委員会規則で定めることとされた事項は、アからエまでのとおり大きく4つございます。

まず、アの電子情報処理組織です。。これは手続に利用するオンラインのことを指しますが、その内容を明確化するため、規則第3条及び第6条において、電子情報処理組織の定義を「行政機関等の定める技術的基準に適合するもの」を回線で接続したものと規定しております。

次に、イの申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合については、規則第5条において対面による本人確認や原本確認を要する場合として規定しております。

続いて、ウの電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式についてですが、規則第8条において、電子情報処理組織による処分通知等を受けることを希望する旨の届出等と規定しております。

続いて、エの署名、押印等に代わる措置としては、規則第10条において電子署名等を規定しております。

条文の案については、資料3-2の新旧対照表のとおりとなります。先ほど説明した内容のほか、規則第1条のように引用条文の変更等の軽微な変更も行っております。

以上が意見募集の対象となる26年規則2号の改正案となります。

また、26年規則2号のほか、資料3-3のとおり、平成29年個人情報保護委員会規則第1号も今回のデジタル手続法の成立に伴い、その第9条の改正が必要となりますが、こちらは引用条文の変更といった軽微な変更のみのため、意見募集対象外となります。

なお、参考ではございますが、行政手続オンライン化法の新旧対照表は資料3-4のとおりとなっております。

最後に、施行までの予定でございます。資料3-1に記載のとおり、26年規則2号の改正案については、今後1か月間の意見募集を行い、12月上旬予定のデジタル手続法の施行日に合わせ、29年規則1号とともに施行する予定となっております。

説明は以上となります。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。よろしいですか。

特に修正の御意見がないようですので、それぞれ原案のとおり決定し、資料3-2の規則についてはパブリックコメントの手続に入りたいと思います。

また、資料3-3は、このパブリックコメントが終了後、資料3-2の規則と併せて、適切な時期に官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局において所要の手続を進めてください。よろしく申し上げます。

次の議題は、検査関係者以外の方は退席願います。

(内容については、非公表)

特に御意見がないようですので、原案のとおり決定します。

また、本議題についての資料は非公表とします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については非公表の資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議は閉会といたします。事務局から今後の予定を説明願います。

○青山総務課長 次回の委員会は、11月13日水曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおり取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。